

## 3. 法学部・法学研究科

- I 法学部・法学研究科の研究目的と特徴・・・3-2
- II 「研究の水準」の分析・判定・・・3-3
  - 分析項目 I 研究活動の状況・・・3-3
  - 分析項目 II 研究成果の状況・・・3-8
- III 「質の向上度」の分析・・・3-10

## I 法学部・法学研究科の研究目的と特徴

法学研究科・法学部は、自主・独立の精神を堅持し、法学と政治学において理論的整合性を重んずる基礎的・原理的研究を行うとともに、学問領域横断的な討議と対話を学問的営為の中核に据え、自由で闊達な研究環境の保持に努めてきた。かかる方針を堅持しつつ、近年では理論と実務を架橋する研究も視野に入れ、高度専門職業人の養成に取り組み、専門化し多様化した知識に対する社会的需要の高まりにも対応している。また国際化の進展に対応して、海外の研究者との交流をより一層緊密にし、グローバル・スタンダードを志向する研究を推進する。具体的には、平成15年3月に以下の目標を設定した。

1. 法学研究科・法学部において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、実務家や外国人研究者も交えた共同研究を通じて一層充実させるとともに、かかる研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結びつけ、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。
2. 多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するため、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを組織の将来計画の重点的課題として設定するとともに、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究を育み支援する体制を整える。
3. 実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を社会に発信していくために、法政実務交流センター等の役割を一層充実させ、高度専門職業人の養成に応える教育組織を設置するほか、各種審議会への参加等を通じて研究成果を国家・社会施策に生かす努力を重ねる。
4. 研究の中から生まれた実践的知識を現場で働く社会人に提供する場として、市民に公開された講演会やシンポジウム、研究報告会等を定期的で開催する。
5. 国際学会や海外でのシンポジウム等において、情報発信や討議する機会を増やすように努め、海外の大学等と連携しながら、世界的レベルの研究水準を確保する体制を築くとともに、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行ない、これを将来における国際的な研究交流の発展の基礎とする。

### [想定する関係者とその期待]

法学研究科教員の研究活動は、主として、(1) 高度な専門知識や新たな学問的視角の提供を望む各種学界の期待、(2) 日本の法学・政治学研究者との知的交流を願う外国の研究者や学界の期待、(3) 学術的な見識を実務に活かすことを願う官公庁・法曹界・経済界等の期待、(4) 高度な専門的知識や思考方法を法学・政治学の研究指導や教育の場で伝授されることを望む大学院及び学部の学生の期待、(5) 高度な専門知識の重要部分をわかりやすく学びたいと思う一般市民の期待、に応じようとするものである。

## II 「研究の水準」の分析・判定

## 分析項目 I 研究活動の状況

## 観点 研究活動の状況

(観点に係る状況)

I に述べたように、学問領域横断的な討議と対話を行い、実務家との共同研究を実施するためにも、各研究領域における基礎的・原理的研究の充実は不可欠である。法学研究科においては、基礎法学、公法、民刑事法及び政治学という専門分野を基礎にして研究活動が行われている。教員の研究成果は、各教員の所属する学会や講演会等において口頭で発表されるほか、学会誌や法律雑誌・一般誌等に掲載され、また著書の形で公刊される。研究活動の状況を知る上での一つの目安としての、各教員より報告された業績数は、総計すると資料1の通りで、著作合計は年平均約340本である。また、これらの研究成果により、多数の学会賞を受賞しており(別添資料1参照)、その質についても高い評価を受けている。

また、法学研究科・法学部の外郭団体である京都大学法学会では、毎月「法学論叢」を発行している。本誌は教員の論文を中心に、指導教授の推薦する大学院生の論文・資料等で構成される、法学・政治学に関して日本を代表する学術雑誌である。また、法学会では毎年春季・秋季、各2名の教員が会員・一般市民向けに学術講演会を実施している(別添資料2参照)。

研究の活発さとその水準の高さを表す指標としての、外部資金の受入状況は資料2の示す通り、科研費補助金の採択件数がやや増加傾向(うち大型科研費の新規採択件数は6件)にある他、寄附金の受入も継続的に行われている。これらの多くは学問領域横断的な討議と対話を実践するものであり、また、国際化の進展に対応して、海外の研究者との学術交流をより一層緻密にし、グローバル・スタンダードを志向する研究を実現している(第2期における新たな部局間学術交流協定締結状況について資料3)。

対象期間内における外部資金による代表的な大型プロジェクトは以下の2つで、これらにより、対象期間内において年平均10件の研究会等が開催された(別添資料3参照)。

まず、科学研究費補助金・学術創成研究費によるプロジェクト「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成」(研究代表者・川濱昇教授。平成19年度より5年間にわたり実施)では、従来型の規制でも自由奔放でもなく、自由を尊重しつつ共同性の確保を可能とする法システムのあり方を検討することを目的とし、次の3つの側面から検討を進めた。(1)市場の秩序形成。自由で競争的な市場と公正な取引を確保する制度、企業活動を活性化しつつ逸脱行動を防止する企業組織を検討する。(2)社会の秩序形成。自律と信頼を確保する制度として契約・責任・家族制度を再検討し、効率性原理の浸透が社会と個人の存立基盤を脅かさないようにするセーフティネットを検討する。(3)エンフォースメント。個人や自律的団体のイニシアティブの活用も含めた実効的法執行システムのあり方を検討する。これらの検討を通じ、将来整備を進めるべき法的規制のプログラムを提言した。研究の中心的な課題として、市場秩序と消費者支援、個人の自立と社会保障、これらに相応しい規制・執行システムに焦点を合わせた。また、研究期間を3つの期に分け、平成19・20年度を現状の把握と問題点の整理、平成21・22年度をそれに基づく新たな法モデルの検討、平成23年度をこの法モデルを基礎とする具体的法的規制のプログラムの検討にあてた。多くの国際シンポジウムや国際ワークショップを企画・開催し、欧米やアジア諸国などの研究者・実務家との交流を深めた。

また、科学研究費補助金・基盤研究(A)(一般)「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」(研究代表者・高木光教授)が平成24年度から開始されている。本研究は、個人の生涯を通じた生活の質(well-being)を評価軸として、その確保と向上のために人々が行う財貨や役務の移転(非営利型移転)と、これに対する国家の関与を検討対象とし、国家を人々による生活の質の確保向上を支援するサービス(公共サービス)の提供者と位置づけることを通じて、非営利型移転に対する国家の関与のあり方を明らかにし、そのための法システムを提示することを目的としている。このプロジェクトにおいても、

## 京都大学法学部・法学研究科

複数の学問領域にまたがる研究が、海外の研究者との協働の下に行われた。

法学研究科は、先端的・応用的研究を一層促進し、社会的要請の強い研究成果を生み出すために、本研究科以外の研究者や実務家を交えた共同研究を組織的に推進する体制を構築している。実務との交流を促進し実務志向型教育・研究を一層充実させるため、法学研究科の附属教育研究施設として平成10年に設けられた、法政実務交流センターは、研究者教員たるセンター長の下、外国人教員、法律実務経験の豊富な専任教員、現役の法律実務家又は行政実務家である特別教授・客員教授・学外協力研究員によって構成され、また、プロジェクトに応じて非常勤講師や客員研究員を招き、法学研究科の研究者教員及び関連諸機関・組織との緊密な連携の下に、共同プロジェクト方式を通して理論と実務を架橋する研究活動を行っている（別添資料4）。このような環境の下、理論と実務を架橋する研究を視野に入れ、高度専門職業人の養成に取り組み、専門化し多様化した知識に対する社会的需要の高まりに対応している。

法学研究科教員は、以上のような学術的成果を著書・論文、講演・学会報告の形で公表して法学・政治学の発展に寄与するとともに、それを大学院での研究指導や学部での講義等に反映させている。さらにそうした研究成果は、教科書の形をとることによっても、法科大学院や学部での教育に活かされている（一例として別添資料5参照）。さらに官公庁や自治体の審議会・委員会等の委員等を務め、その高い学識を通じ立法や政策立案、各種紛争処理などの実務に大いに貢献している（別添資料6）。このような研究成果を基礎とした研究指導を受けて大学院修了後に就任した法学研究科の助教は、さらに研究を進展させて、退職後は、京都大学及びその他大学の教員等として各地で研究・教育活動に携わり、高等教育や研究に大いに寄与している（資料4）。

### 資料1 法学研究科教員・准教授の業績数

出典：京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第10号、11号、12号

年度（平成）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	（年平均）	
著作合計（本）	337	324	333	327	376	1697	339.4	
内訳	著書（本）	71	58	45	53	62	289	57.8
	論文（本）	132	130	147	147	165	721	144.2
	その他（本）	134	136	141	127	149	687	137.4
学会報告・講演（回）	139	109	126	129	136	639	127.8	

京都大学法学部・法学研究科

資料2 外部資金の種類と受入状況

(単位：千円。公共政策連携研究部のうち法学系教員等に係る分を含む。)

出典：本学文系共通事務部経理課資料

年 度	奨学寄附金		科学研究費補助金					21世紀COEプログラム
			研究代表者			研究分担者 (研究代表者が別の研究機関に属する場合)		卓越した大学院拠点形成支援補助金
			件数	直接	間接	件数	分担金	
平成22年度	19件	16,764	40件	121,800	34,950	26件	9,935	-
平成23年度	11件	10,791	41件	126,900	36,690	26件	8,008	-
平成24年度	16件	26,810	54件	96,800	27,330	29件	8,350	28,931
平成25年度	12件	18,199	54件	117,200	33,450	32件	9,030	53,451
平成26年度	14件	22,304	57件	112,500	31,320	32件	8,180	0
平成27年度	11件	21,510	57件	113,540	32,100	35件	10,218	0
平均	14件	19,396	51件	114,790	32,640	30件	8,954	13,730

科学研究費補助金のうち、大型科研費(学術創成研究、基盤研究(S)、基盤研究(A))の新規受入件数(研究代表者としてのものに限る)  
(22年度:0件、23年度:1件、24年度:3件、25年度:1件、26年度:1件、27年度:0件、合計6件[参考:第1期中期目標期間においては合計4件])

資料3 第2期中期目標期間における部局間交流協定の締結状況

出典：法学研究科事務部資料に基づく

機 関 名	国・地域名	締結年月
清華大学法学院	中華人民共和国	2010.5
ユーリウス・マクシミリアン・ヴェルツブルク大学法学部	ドイツ連邦共和国	2011.3
世界銀行法務部	アメリカ合衆国	2011.9
ケンブリッジ大学アジア・中東学部日本学科	連合王国	2015.12 教授会承認、締結手続中

資料4 法学研究科助教の退職後の異動先（年度別）

出典：法学研究科事務部資料に基づく

平成 22 年度	日本学術振興会特別研究員 PD(大阪大学大学院公共政策研究所)、常磐大学嘱託研究員、龍谷大学法学部准教授、流通経済大学非常勤講師、近畿大学法学部政策法学科特任講師、京都大学法学研究科研究員/サントリー文化財団鳥井フェロー、京都大学大学院法学研究科研究員、近畿大学法学部特任講師、同志社大学法学部助教、北海道大学大学院法学研究科准教授、京都大学文学研究科グローバル COE 研究員
平成 23 年度	神戸大学大学院国際協力研究科助教、静岡県立大学助教、新潟大学教育学部准教授、国立清華大学科技法律研究所助理教授(National Tsing Hua University, Institute of Law for Science and Technology, Assistant Professor)、山梨学院大学法学部専任講師、大阪大学大学院工学研究科情報広報室助教、南開大学法学院講師
平成 24 年度	同志社大学法学部助教、常葉大学法学部講師、三重大学人文学部准教授、関西学院大学総合政策学部専任講師、広島大学大学院社会科学研究科准教授、帝京大学法学部助教
平成 25 年度	同志社大学法学部助教、韓国国民健康保険健康保険政策研究院保険政策研究室研究員
平成 26 年度	岐阜市立女子短期大学専任講師、和歌山大学経済学部専任講師、甲南大学法学部専任講師、信州大学経済学部准教授、関西大学法学部助教、横浜国立大学准教授、東京都市大学知識工学部非常勤講師
平成 27 年度	中国江蘇省揚州大学講師、Georgetown University, Department of History, Assistant Professor、神戸大学大学院国際協力研究科准教授、京都大学大学院法学研究科研修員、上海交通大学凱原法学院講師、横浜国立大学国際社会科学研究院准教授

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

著書・論文の数、講演・学会報告の回数及び研究費の選定件数等に示されるとおり、各教員の研究活動は活発であり、また科学研究費補助金その他の外部資金を受けた共同研究等も積極的に行われ、学界の発展に大いに寄与していることから、想定する関係者として掲げた者のうち（１）各種学会に、また、国際的な学術交流も次第に活性化していることから（２）外国の研究者に、さらに理論と実務の架橋を図る活動とともに、各種審議会・委員会等にも参画していることから（３）実務界にも、貢献を果たしている。また、研究の成果は、教員の執筆した教科書が多数、授業で使用されている様子から（４）大学院生や学部学生の教育に直接活かされ、毎年春季・秋季に各２名の教員による法学会会員・一般市民向けの学術講演会が実施されていることから、（４）学生のみならず（５）市民にも還元されているといえる。以上より、法学・政治学に関する関係者の期待に応えていると判断できる。

**観点** 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況) 該当なし

(水準)

(判断理由)

## 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

<b>観点</b>	<b>研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)</b>
-----------	--

(観点に係る状況)

本研究科・学部には豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉として、それをさらに展開・発展させたものとしては、基礎法学の分野では、伝統中国の刑事実定法(律)について従前の西洋型法モデルに基づく評価に代わる分析視角を提示し、それを通じて広く比較法制史学における実定法制度の扱いについて新しい理論モデルを提示した「業績番号8」、古代ローマ特示命令行政の研究を通じて私人イニシアティブによる行政の持つ意義を明らかにした「業績番号11」(世界的トップジャーナルに掲載)、マクデブルク都市法について、従来の研究では考証されていなかったプロソポグラフィの視点から考察した「業績番号12」(アイケ＝フォン＝レプゴウ研究奨励賞(ドイツ))、法的思考論、法の一般理論、正義論という法哲学の全分野にわたって従来とは大幅に異なる体系を構築する「業績番号17」が挙げられる。公法学分野では、化学兵器禁止機関(OPCW)の活動を国際環境条約における不遵守手続と比較し、化学兵器との関連でも同手続の導入を主張する「業績番号4」(世界的トップジャーナルに掲載)、国家中心に形成されてきた行政法学の理論体系をグローバル化の下で再構築する「業績番号5」、従来の憲法学の国民主権論や権力分立論をコミュニケーション理論の観点から見直して今日の社会の流動化に適合した統治構造の法的分析枠組みを示す「業績番号6」(国際学会で報告)、私権を制限する立法の理論的な限界につき明治以来の全ての立法例を網羅的に取り上げて論じる「業績番号7」、投資家対国家仲裁において批判の対象となる間接収用概念について、それが現実には公正衡平待遇義務違反と同一であることを示し、概念の放棄を提唱する「業績番号16」(フランスで創刊されたe-journalの第一号論文)がある。民刑事法分野では、物権法分野における著者の研究の集大成であり、教材としての価値も高い「業績番号10」、刑事手続における適正なプライバシー保護を実現するための新たな戦略及びその戦略に基づく具体的法解釈論を比較法的観点及び政治経済学的観点から提示する「業績番号13」、財産関係事件における国際裁判管轄について、比較法的考察に基づき日本における規律の独自性を明らかにした「業績番号15」(学会誌巻頭論文)が特に重要である。政治学の分野では、比較政治学における制度理論及び新しい実証法に依拠して、1990年代以降の諸改革の結果として日本の首相権力が増大していることを示した「業績番号1」(第34回サントリー学芸賞受賞)、従来全くと言っていいほどその存在を知られてこなかった第一次世界大戦勃発時のドイツにおける日本人の抑留問題を解明した「業績番号3」(フランスの専門学術誌に書評論文掲載)、グローバル化や高齢化の進展による福祉国家の変革とそこから生まれる新たな統治原理の抽出を試みる「業績番号14」(アメリカの主要学術誌に掲載)が注目を集めている。

実務及び社会の要請に応える最先端の理論の開発に寄与するものとしては、オリンピック東京招致との関連で日本に求められたドーピング対策についてその法的可能性を実践的に論じる「業績番号9」、最近公開された資料に基づき、昭和天皇による政治への関与につき詳細に論じた「業績番号2」(第15回司馬遼太郎賞受賞)を特記すべきである。

(水準)

期待される水準にある

(判断理由)

研究科・学部における学術研究が、各種学会賞を受賞したこと等に示されるように国内外の学界から注目を集め、高度の学術的成果をもたらしており、上掲関係者のうち(1)(2)内外の各種学界に寄与している。また、研究業績説明書に示されるように、実務的・社会的な要請や関心に応える業績は(3)実務界及び(5)一般市民の期待に、さらに研究成果が一般に高水準の教育に還元されるだけでなく、教材の開発にも活かされている例もあ

ることから（４）学生の期待にも応えている。以上各種関係者の期待に応えていると判断できる。

### Ⅲ 「質の向上度」の分析

#### (1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

第1期中期目標期間においては計4件であった大型科研費の新規受入件数が、第2期においては6件と大きく増加している。これらの大型研究費によるプロジェクトにより、多くの国際シンポジウムや国際ワークショップを企画・開催し、今後の協力関係継続に道を開き、成果を得ている。また、ウィーン大学とは毎年交流シンポジウムを開いているほか、部局間交流協定を第2期において新たに3件締結（さらに締結することを決定済みのものが1件）して国際交流を進めている。以上から、研究活動の状況について質の向上があったと判断できる。

#### (2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

該当なし